

【経済・産業政策】

1. 横浜市の保有する融資・貸付制度が積極的に有効活用されるよう周知の強化を図ること。
特に、ベンチャー・ビジネス支援や、中小企業のIT化支援等、事業の将来性・可能性に着目した融資を拡大すること。

<経済観光局>

横浜市では、制度融資周知のため、金融機関各支店、区役所、経済団体等でのパンフレット配布、経済団体等への説明会の開催、メールマガジンなど広報媒体による情報提供により利用促進を図っております。また、融資の拡大につきましては取扱金融機関の融資担当者を対象に説明会を開催し、積極的な制度融資の取扱を要請しております。

技術・経営革新などイノベーションの促進による経済活性化に向け、成長・発展のための資金のほか、創業を支援する資金など、企業ニーズに応じた制度の拡充を図ってまいります。

2. 企業誘致に向けた各施策の展開により、横浜市の経済の活性化を図ること。

<経済観光局>

企業誘致は、市内企業の事業機会拡大及び市民の雇用の場の確保などにより、市内経済活性化が図られることから、本市の発展のために重要な取組です。羽田空港の再国際化による横浜と国内外とのアクセス向上などを追い風に、より積極的な企業誘致活動を行っていきます。その中で、企業立地促進条例、重点産業立地促進助成、アジア重点交流国・地域企業誘致助成といった施策を最大限に活用して、企業の横浜市内への立地を促し、市内経済活性化を図るべく、今後も努力してまいります。

3. 横浜市における科学技術蓄積をもとに、産・官・学の協同・協力体制を更に強化すること。
また、地域金融機関、地域労働組合も参加し、地域雇用の創出・新規事業展開・技術開発などの地域産業活性化策を検討する「産官学金労」の枠組を検討・実施すること。

<経済観光局>

(財)横浜企業経営支援財団では、市内理工系大学等の協力を得て、産学の出会いの場を設けるなどの産学連携事業を実施しております。実施に当たっては、大学の事務局の協力が不可欠であるため、事務局会議を開催することなどにより、情報の共有、事業の共同実施のための連携体制を設けています。

4. 京浜港の「国際コンテナ戦略港湾」の取り組みに基づき、横浜港の機能の強化とともに、環境負荷対策や、道路交通網の整備により物流の機能強化を図り、湾内の産業の活性化につながるよう推進すること。

<港湾局>

今年8月に、横浜港をはじめとする京浜港は「国際コンテナ戦略港湾」に選定されました。この計画書に掲げた釜山港等に対峙する国際拠点港湾、航路特性を活かした国際ハブポートの実現を目指し、先進的な港湾施設の整備、船舶、貨物の積極的な誘致活動などを行っていき

ます。

また、船舶や鉄道を利用するグリーン物流など、環境に配慮した輸送形態を推進するとともに、港と背後圏の連絡強化を図るため、臨港道路の拡充や、首都圏3環状道路など広域道路ネットワークの整備促進に取り組んでいきます。

5. 厳しい経済状況により、倒産する中小企業が増大していることから、事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化及び再生支援を目的とした中小企業再生ファンドの設立に向け、検討を始めること。また、その中心的役割を果たすこと。

<経済観光局>

事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化については、横浜市も参画している神奈川県中小企業再生支援協議会が中心となって、再生計画策定支援などを実施しながら、金融支援を行っているところです。

また、事業再生にかかる相談については、本市経営相談窓口においても対応しております。

【雇用・労働政策】

6. 厳しい雇用環境が続いていることから、以下の項目について積極的に取り組み、改善を図ること。
- (1) 働く意欲のある全ての労働者に対し、情報提供の充実（ハローワーク、インターネット）や職業訓練の拡充（科目の拡充等）等の施策に積極的に取り組むこと。
特に、若者の雇用の確保（受け皿づくり）に向けては、若者の就業支援・雇用促進、新規卒業者の採用促進の取り組みなどの諸施策を強化すること。
 - (2) 情報通信、住宅整備、医療・福祉、環境、エネルギーなどの新分野・成長企業・社会的要求の高い分野に対する雇い入れ等にかかわる助成策の充実を図ること。施策の実施にあたっては雇用創出目標の明示や、重視すべき分野について、できる限り具体的な数値目標を提起すること。また、企業誘致の促進や次代に繋がる産業の活性化により雇用創出との連動を図ること。
 - (3) 横浜市は、県および労働局や金融機関、関連団体と連携し、総合的な相談窓口の設置などの工夫を行い、困窮している労働者や企業への対応を強化・充実すること。あわせて、活用（支給）までの時間短縮など運用の改善を図ること。

<経済観光局>

- (1) 本市では、横浜しごと支援センターでの労働・就業相談、インターネットのポータルサイトによる総合的な就職関連情報の提供、市内就職関連施設を案内する「横浜しごとお助けナビ&マップ」の配布などを行っていきます。

また、無料職業紹介事業「ジョブマッチングよこはま」や、合同就職面接会・高校生企業説明会の開催のほか、「横浜型若者就労支援事業」として、若者の安定した就職と、人材確保困難な業界の人材確保のミスマッチ解消を図るため、職業訓練から面接・採用までの一貫した就労支援プログラムを実施していきます。

さらに、1人でも多くの若者が就職できるよう、九都県市首脳会議では各経済団体の代表等に対して、新規学校卒業者及び未就職卒業者のための採用機会の拡大や、大学及び高

等学校卒業後3年以内の未就職者の新卒扱いでの採用促進などを要望するとともに、市内経済団体等に対し、雇用の促進について協力を依頼しています。

- (2) 企業誘致の推進や創業・起業の促進、中小企業の支援、成長戦略分野の産業振興による雇用機会の創出と合わせ、国や県、地元経済団体や関係機関等と連携し、できる限り目標値を設定し、求職者の支援や雇用の確保に取り組んでいきます。
- (3) 横浜しごと支援センターでの労働就労相談などをはじめ、市役所、区役所の相談体制の充実を図るとともに、専門のアドバイザーによる住宅、生活就労支援の窓口を設置しているハローワーク等とも連携していきます。

7. 横浜市は、「ふるさと雇用再生特別基金」を有効活用した新規事業に取り組むこと。また、提案事業が、地域に根付いた産業となり、横浜市の良質な雇用として維持・継続できるよう引き続き支援すること。

<経済観光局>

横浜市では、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」として、21年度4事業を実施し、事業決算総額は、1億700万円、新規に雇用された失業者数は71人でした。

22年度については8事業あり、今年度からの新規事業が4事業あります。事業総額は3億4,445万円、雇用創出者数は152人、そのうち新規に雇用される失業者数は138人を予定し、いずれも「ふるさと雇用再生特別交付金」を有効に活用して事業に取り組んでいます。23年度についても引き続き「ふるさと雇用再生特別交付金」を有効に活用して、事業に取り組んでまいります。

また、事業提案にあたっては、国から示された「当該地域で現在ニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、地域の実情や創意工夫に基づいて、その後の事業継続が見込まれる事業を対象に地域の求職者等を雇い入れて雇用機会創出を支援する」という趣旨に基づき、事業を実施しています。

その際、横浜市は、受託事業者へ新規雇用失業者の継続雇用に努めるよう通知しています。また、当該基金事業に係る雇用期間終了の日までに、新規雇用失業者との間で正社員として位置づけられる労働契約を締結し、基金事業終了後も引き続き雇い入れる事業主に対して支給される一時金の活用を促進することで、引き続き継続雇用に支援してまいります。

8. 総労働時間の短縮を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、政労使が連携し、男性の育児・介護休業制度の取得拡大や、育児等への参加促進に向けた社会的な醸成づくりや職場の理解等の環境整備を強化すること。またそのために市庁内に専門部局（推進母体）を設け取り組むこと。

<総務局>

特定事業主行動計画「仕事と家庭生活（子育てや介護等）両立のための職員参加プログラム」の趣旨を踏まえ、横浜市特定事業主行動計画推進委員会を中心に、引き続き仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりに努めてまいります。

9. 労働環境の悪化などにより、メンタルヘルス対策が不十分なこと等が要因となって「うつ」や「自殺」が増加していることから、専門カウンセラーの配置などにより対策の強化を図ること。

また、地域産業保健センターと積極的に連携して、中小企業従業員のメンタルヘルスを含む定期検診など健康維持対策の啓発・指導に努めること。

<健康福祉局>

「うつ」や「自殺」の問題について、横浜市では各区福祉保健センターで専任の医療ソーシャルワーカーが、月～金曜日で相談に対応しています。また、月～金曜日の17時～21時30分、土曜、日曜、祝日の8時45分～21時半には、こころの健康相談センターにおいて「こころの電話相談」を実施し、専任の電話相談員が対応しています。医療ソーシャルワーカーの相談体制については、検討を行っているところです。

地域産業保健センターとの連携については、神奈川県産業保健推進センターと調整し、市内の各地域産業保健センターと中小企業従業員のメンタルヘルス対策を検討いたします。

10. ジェンダーについて正しい理解を図るため、恣意的運用・解釈を生じさせないための啓発活動に取り組むこと。また、行政機関の発行物について、ジェンダー平等の視点で作成されているか等のチェックを強化すること。

<市民局>

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画についての理解を深めるための広報・啓発を行います。また、公的広報における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう、男女共同参画の視点を取り入れた公的広報ガイドラインを平成23年3月までに作成します。

【福祉・社会保障政策】

11. 福祉サービスの向上を図り、利用者自らがサービスを選択し適切に利用できるよう、地域の特性に応じた相談やサービスの情報提供、利用支援、評価、さらに苦情解決の取り組みの充実に対して積極的に推進・支援すること。

(1) がん対策として、がん検診受診率を向上させること。当面は神奈川県目標値である受診率50%達成に向け積極的な推進を図ること。あわせて、在宅療養を可能とするネットワークづくりを支援すること。

(2) 障がい者や高齢者などへの成年後見制度や日常生活自立支援事業（旧：地域権利擁護事業）の必要性が大きくなっていることから、制度の広報活動の強化や手続きの簡便化、サービスの拡充を図ること。

(1) <健康福祉局>

本市では21年度から国庫補助事業として「女性特有のがん検診推進事業」を実施し、20歳から60歳までの特定年齢の助成に対し、乳がん・子宮がん検診無料クーポン券等を送付

し個別推奨を行っております。また、肺がん検診については、20年10月から12区に拡大して実施しており、今後、全区展開にむけた検討を進めてまいります。

こうしたことにより、市民の皆様が受診しやすい環境を整えるとともに、受診率向上に向けて引き続き広報・啓発にも努めてまいりたいと考えます。

(2) <健康福祉局>

障害者関係：

平成22年度から、障害のある人が地域で安心して暮らすことを目的として、「横浜市障害者後見的支援制度」を開始しました。この制度は、成年後見制度の身上監護の部分を中心としたものであり、障害のある方それぞれの見守り体制を構築し、地域生活を支えています。

また、障害のある方のための成年後見制度の必要性についても認識しております。今年度は10月から3月にかけて、障害のある方と家族のための「成年後見制度説明会」も各区で開催するなど、制度の普及に努めています。

高齢者関係：

広報については、必要な方が的確に利用できるよう、区役所や区社会福祉協議会、地域ケアプラザなど市民の皆様が身近な場所での普及啓発を行っております。今後も講演会の開催や制度のパンフレットなどを活用した幅広い普及啓発を行ってまいります。

また、関係機関の連携を強化し、成年後見制度の申立ての支援を行います。日常生活自立支援事業においては、公正性、専門性を確保するため必要な手続きに時間を要しますが、より速やかに適切な対応を行うよう努めてまいります。

なお、本市では成年後見の利用拡大とご本人の保護を進めるために、平成21年度4月から成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大しました。

今後とも高齢者や障害者の方が安心して日常生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を始めとした様々な制度の活用や関係機関との連携強化を図ってまいります。

12. 介護保険事業におけるサービスの質を向上させるために、以下の施策を進めること。

- (1) 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の対策については、認知症へのケアシステムを開発・充実させると共に、介護施設、介護サービスを強化し、認知症疾患医療センターを早急に整備・拡充すること。
- (2) 地域包括支援センターについては、多種多様な業務による多忙な対応状況にあることから、地域の特性や利用者のニーズを踏まえ、「総合相談窓口」「ケアマネージャ支援」「地域のネットワークづくり」等に特化するなど必要な事業を整理し、介護を支える地域づくりの基盤としての機能を強化すること。
- (3) 地域毎に安心の「在宅医療、在宅介護」が可能となるよう、介護と医療の連携による「面的医療システム」を構築すること。

(1) <健康福祉局>

第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症への支援体制の整

備・介護保険サービスの充実を図ってまいります。

また、認知症疾患医療センターについては、認知症診断・治療と認知症に関する情報発信等、一体的な機能を有することとされています。認知症対策においては、診断・治療は地域の身近な医療機関で対応ができるよう、市内の相当数の医療機関が役割・機能を有することが必要であり、また、認知症に関する情報発信等は、市全体で実施機関を一元化したほうが効率的と考えています。これらのことから、横浜市では、認知症疾患医療センターの整備については、現状では考えておりません。

認知症の専門的な対応ができる市内の医療機関の状況を把握し、医療機関への受診に対する相談支援をより一層強化してまいります。

(2) <健康福祉局>

横浜市では、認知症疾患医療センターの整備については、従来から介護保険法に定められた包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務）などを実施しています。

また、地域包括支援センターエリア内の高齢者人口を考慮して非常勤嘱託員（保健師等）を配置するなど、体制の強化を図っています。

(3) <健康福祉局>

本市では、在宅療養連携推進協議会を設置し、在宅療養環境の向上に向けた方策等を検討しております。

同協議会での検討を踏まえ、在宅療養の継続を支える在宅医をはじめ、医療、介護分野の関係者間のネットワーク強化など、身近な地域での連携を推進してまいります。

13. 「生活保護」を受ける権利を確立するため、生活保護行政を改善すること。また、現在のような雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化などに対応する福祉現場の実態を踏まえ、職員（ケースワーカー）の配置を拡大すること。

<健康福祉局>

生活保護の相談があった場合には、ケースワーカーが相談者の生活状況をうかがうとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件を説明し、その上で申請の意思を確認して手続きを進めています。

各区保護課のケースワーカーについてですが、被保護世帯数の状況等に応じた本市の配置基準によって配置しており、今後も引き続き適正な配置を行ってまいります。

14. 児童虐待の相談件数が増え続けており、早期の対策が必要である。被害児童に対し、福祉・保健・医療、関係団体などと連携し、支援策を講じるとともに、防止、早期発見、加害者を生じさせない環境づくり、啓発を行うこと。

<こども青少年局>

横浜市では、児童虐待の被害児童の早期発見・早期対応について、要保護児童対策地域協議会を中心として、警察、医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員等の関係機関と情報共有し、対応を行っています。今後、より一層の連携強化を図り、児童虐待への対策を講じていきます。

15. 待機児童の解消に向けて、保育所の定員数増加計画を前倒しするなど、設備の新設や保育所の整備、人的措置を講ずること。

<こども青少年局>

現在策定中の「横浜市中期4か年計画」に基づき、増加する入所申し込みや多様な保育ニーズに対応するため、保育所整備については、市有地貸与や法人自らが確保した用地の活用など、多様な手法により可能な限り整備を進めます。

また、既存施設の増改築等による定員拡大や円滑化（定員外受入）の促進、定員構成の変更などにより、待機児童の多い低年齢児の受入枠を拡大します。

人員については、必要な経費を助成しております。

16. 医療・介護サービスの基盤強化の観点から、医療・介護従事者の労働環境や処遇の改善を図り、人材の確保を行うこと。

<健康福祉局>

全国的に医師等が不足する状況にある中で、本市としても医師を始めとした医療人材の確保は重要な課題と受け止めています。

特に、近年、女性医師が増加する中で、出産、子育てといったライフステージの変化に合わせて働きやすい環境の支援が重要と認識しています。

本市では、以前からワークシェアの取組みを支援しているほか、院内保育所の整備、24時間保育運営の支援といった取組みを行ってきました。

さらに、22年度については、雇用する医師がベビーシッターなどを利用する際の支援や、分娩取扱医療機関において分娩取扱数の確保を図るために産科医師を雇用した場合の支援を行うなどの取組みも進めています。

また、看護職の不足を解消するため、市内の病院を集めた病院就職説明会の開催や、復職支援研修への助成を行っています。

【社会インフラ政策】

17. 各自治体は、すべての生活者が快適に暮らすことができる、ユニバーサルデザイン（言語・老若男女・能力・障がいの如何を問わずに利用できる施設・製品・情報による設計）に基づいたまちづくりを進めること。

<健康福祉局>

横浜市では、だれもが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、あらゆる分野の活動に参加することができる横浜を目指し、平成9年から「横浜市福祉のまちづくり条例」を定め、まちのバリアフリー化を推進しています。

具体的には、建築物、道路、公園及び公共交通機関の施設の新設や改修時に本条例に定めるバリアフリーに関する施設整備基準を遵守するよう施設管理者等に働きかけています。また、情報バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進については、カラーユニバーサルデザインに配慮した印刷物の作成ガイドラインを作成し、市職員に対して啓発を図るなど取り組みを進めています。

来年度も、改定した「横浜市福祉のまちづくり推進指針」に基づき、福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

18. ホームレス等の安定した居住場所のない生活弱者に対して、公営住宅への入居支援策を推進すること。

<建築局>

毎年発生する約1千戸の市営住宅の空き住戸を、低額所得者や高齢者、子育て世帯等で住居に困窮する世帯に、的確に供給するよう、当選倍率の優遇措置などを図りながら、募集を実施してきています。

19. 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となった防犯体制の強化を行うこと。

<消防局>

これまでも「横浜市と神奈川県警察の間における防犯対策の相互協力に関する協定」等に基づき、相互が連携して防犯対策を推進しておりますが、今後とも防犯体制の強化に努めてまいります。

20. 地震対策として以下の取り組みを行うこと。☆

- (1) 「改正耐震改修促進法」において、「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」とした目標達成に向け、公共施設（学校、病院含む）における実効ある耐震改修を行うこと。また、市民にわかりやすく耐震化の進展状況を伝えること。
- (2) 災害に直面した住民等対策を強化するため、多くの住民等の参加による防災訓練（住宅地・交通機関とその周辺）や、帰宅困難となった勤労者等対策として「帰宅困難者訓練」を実施すること。
- (3) 地域全体で災害弱者の安全確保に取り組めるよう、災害弱者対策を早急に進めること。

(1) < 建築局 >

安全・安心な都市づくりを推進するため、旧耐震基準(昭和56年6月1日に改正された建築基準法以前の耐震基準)で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的として、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という)に基づき「横浜市耐震改修促進計画」を平成18年度に策定し横浜市ホームページで公表しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/guid/kenki/bousai/sokushinkeikaku/>

公共建築物の耐震化は、平成27年度までに対象建築物全体の耐震化率90%、防災上重要な施設等(震災時避難場所、学校施設、市区庁舎、消防署、市民利用施設等)のうち耐震改修促進法で定める特定建築物については100%の耐震化率を目標として取り組んでおり、平成22年5月末現在、全体の耐震化率は94%になっています。

また公共建築物の耐震化率公表について、今後検討していきます。

※耐震化率とは、昭和57年以降の建築物数と昭和56年以前の建築物のうち耐震性有とされた建築物の合計を総建築物棟数で除した値の百分率

※特定建築物とは耐震促進法で規定する規模以上の建築物。例：市区庁舎は階数3以上かつ1,000㎡以上など

(2) < 消防局 >

防災関係機関、市民、企業、NPO等との協働による総合的な訓練を実施することにより、組織及び職員の危機対処能力の向上、関係機関相互の連携体制強化を図るとともに、市民防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図っています。

帰宅困難者対策については、市内で乗降者のもっとも多い横浜駅において、地元自治会町内会、事業所、鉄道関係機関等が相互に連携した横浜駅混乱防止対策訓練を実施しているほか、震災対策図上訓練も実施しております。

(3) < 健康福祉局 >

横浜市では、平成19年2月に「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」を策定し、平成19年度から、各区において災害時要援護者支援事業に取り組み始め、平成22年度は全区でモデル事業に取り組んでいます。

今後も、各区において地域特性に応じた支援体制づくりを行い、本事業に取り組む地区を全市域に拡大できるよう、引き続き、地域と行政が協働して取り組んでいきます。

21. 駅周辺、商店街等の繁華街における違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化すること。また、特に移動障壁となっている点字ブロック上の駐輪・駐車は重大な違反行為として対処すること。

< 道路局 >

違法駐車の実態や自転車利用のマナーにつきましては、点字ブロック上等も含め、警察等関係機関と連携を図りながら対策を進めてまいります。

また、放置自転車対策は行政・商店街等の地元及び自転車等の利用者が協力して行うことが重要です。放置自転車等の移動を行うとともに、警察や区役所等と協力しながら、自転車等の適正利用の啓発を行い、放置自転車等の少ない街づくりに努めてまいります。

【環境政策】

22. 低炭素社会実現に向けた市民のライフスタイルは、関心の高まり等を反映し変化しつつあるものの、十分なものにはなっていないことから、日常生活における環境配慮行動に対してインセンティブやポイントを付与し、地域の商業施設や公共交通機関などで利用できる制度を構築すること。

<地球温暖化対策事業本部>

インセンティブやポイントについては、各施設や各機関が統一して参加する仕組みや運営組織の構築が必要となり、原資の負担、運営費用等、困難な課題があると認識しています。

23. 横浜市は、ごみ資源化を有効に進めるため、ごみ分別排出の徹底を行うとともに、分別回収されたごみの再資源化を適正に行うこと。

また、2011年の地上アナログ放送終了にともない、自治体を中心に、集積場所の設置や監視強化などによる不法投棄対策と、当該家電の再資源化の促進に取り組むこと。

<資源循環局>

分別排出の徹底については、分別説明会、イベント、環境学習、広報誌、ホームページ、分別排出指導等により推進しており、分別収集された資源物については、履行確認等を行い適正に再資源化しています。

増加が懸念されている不法投棄については、民間委託による夜間監視パトロール実施日数を増やすなど、対策を強化するとともに、不法投棄物の早期撤去に努めます。

また、当該家電の再資源化については、横浜家電リサイクル推進協議会による義務外品の収集を引き続き推進するとともに、HP及びパンフレット・チラシ等の広報媒体により、法律に定められたリサイクル方法の周知徹底を行います。

24. 各自治体は、環境への負荷が少ないクリーンエネルギー車（電気自動車(EV)等)普及のための各種施策を強化すること。

- (1) 車両購入・利用時の各種優遇施策の積極的な広報活動を行うこと。
- (2) 充電器等のインフラ整備の計画的な推進を行うこと。
- (3) 各自治体の使用車両としての購入台数を増数すること。
- (4) 各種イベントでの使用の拡大すること。

(1) <環境創造局>

本市では、環境への負荷が少ない電気自動車、CNG（天然ガス）車をはじめとする九都

県市指定低公害車等の低公害・低排出車の導入を促進するため、導入にかかる費用に対する補助制度を実施しています。本制度の周知については、「広報よこはま」への掲載、当課のホームページや案内リーフレットの作成・配布等により周知に努めています。

(2) <環境創造局>

電気自動車・プラグインハイブリッド車のための充電インフラについては、昨年度から倍速充電スタンドの設置補助を実施しています。今年度は、工事費の一部についても補助対象に加えるなど、制度を拡充しました。併せて、市役所・区役所の一般駐車場に設置するなど、設置を促進しています。

(3) <環境創造局>

21年度は電気自動車及びプラグインハイブリッド車を公用車として6台導入したところです。引き続き導入を進め、各課の業務に活用していきます。

(4) <環境創造局>交通環境対策課

各課の業務に活用するとともに、イベント時の啓発にも可能な限り使用していきます。

25. 省電力・長寿命といわれる発光ダイオード（LED）への転換を積極的に図るため、市の公共施設内のLED化計画を推進していくこと。

<地球温暖化対策事業本部>

LED照明は、ご指摘のとおり省電力・長寿命といわれており、喫緊の課題となっている地球温暖化対策及び省エネルギー対策に有効であると考えられています。しかしながら、JIS等の標準化が進んでいないこと、イニシャルコストが従来の照明より高額であることから、市庁舎、金沢区総合庁舎など一部の施設でモデル的導入にとどまっているのが現状です。今後国の動向や経済情勢に注視しながら、公共施設へのLED照明の導入を図って参ります。

【教育・人権・平和・国際政策】

26. 子どもの基礎学力向上と同時に、ものづくり・環境・食の大切さや体験学習など、社会の多様性に触れる学習機会の創出に向けて、学校単位での独自性を発揮できるよう、制度改善を図っていくこと。

<教育委員会>

横浜市立小中学校では、「総合的な学習の時間」を核として、道徳、特別活動、外国語活動、及び教科との関連を重視した学習活動を進める『横浜の時間』を創設しました。

『横浜の時間』では、各学校が作成する全体計画に基づいて、環境、キャリア、食、健康・安全、多文化共生、福祉などの教育課題や、横浜の自然、歴史、産業、文化などの横浜の特色に応じた課題などについて、地域の自然や社会、人とかわりながら、体験的・問題

解決的な学習活動を行います。

27. すべての子どもに高校進学之道が開かれるよう、公立高校の実質的定員増を図ること。また高校無償化によっても実体的な教育負担軽減につながらない世帯・児童への補助的 教育費支援として、奨学金制度など横浜市独自の施策をさらに拡充すること。

<教育委員会>

県全体の入学定員計画については、神奈川県知事が主宰する神奈川県公立高等学校設置者会議で協議して決定しております。なお、22年度入学者選抜においては、横浜市立東高校で定員を40名増加いたしました。

奨学金については、厳しい財政状況を考慮しつつ、現行制度の拡充について検討してまいります。

28. モンスターペアレンツ対策として、相談窓口や支援体制の強化等、抜本的な対策を講じ、学校の負荷軽減を図ること。

<教育委員会>

学校が解決できない理不尽な要求を繰り返す保護者への対応は、学校教育事務所が相談の窓口となり、学校課題解決支援チームが学校とともに課題の解決にあたります。

また、学校が適切な対応ができるように、本年1月に「保護者対応の手引き」を発行しました。

29. 「在日米軍地位協定」に過ぎない現行の日米地位協定を見直し「運用ではなく条文改正」による抜本的な改善を図るよう、国に対して強く働きかけること。また、「環境特別協定」締結を国に積極的に働きかけること。

<都市経営局>

日米地位協定の見直しや環境に係る特別協定の締結については、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、県及び関係市とともに国へ要望しています。

30. 横浜地域も関連する池子米軍家族住宅建設問題で提案された逗子市への一部返還(44 畝分)に関して、返還の早期実現はもとより、返還地財産処分の優遇措置・返還地活用への財政支援など付随する当該市からの要望に対しても、国が誠実に対応するよう市として引き続き調整を努力すること。

<都市経営局>

神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、米軍施設の整理・縮小・早期返還を国に要望しています。

31. 人権相談事業の見直しやケースワーカーなどの育成を図り、一定規模以上の企業や事業所での出張相談など啓発や相談事業のさらなる充実をめざすこと。

<市民局>

企業や事業所に対しては、ビデオ・図書等研修教材のリストを人権課ホームページで公開し、貸出を行うなど人権啓発研修を支援しているほか、人権研修の講師派遣なども行っています。

なお、人権相談は市民相談室で行われているほか、必要に応じて横浜地方法務局を紹介しています。

32. 核兵器廃絶をめざす「平和市長会議」の一員として、横浜市民に周知し意識啓発を図るとともに、核兵器廃絶に向けた具体的行動を行うこと。

<都市経営局>

横浜市は、ピースメッセンジャー都市として、核実験（未臨界核実験を含む）実施国に対し中止要請を行うなど非核平和のメッセージを発信しております。今年4月には平和市長会議に加盟すると共に、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に署名いたしました。

今後とも、平和啓発、国際交流、国際協力事業を実施することにより、国際平和の実現に努めてまいります。

33. フィリピンとの経済連携協定(EPA)に基づきフィリピン人看護師・介護士の受け入れがスタートすることを踏まえ、言葉の壁の克服などヘルパー資格取得に関わる課題について独自の支援制度を検討すること。

<健康福祉局>

EPAに基づいて来日し、本市内の特別養護老人ホームで就労しているインドネシア及びフィリピンからの介護福祉士候補者に対しては、業務に必要な日本語学習の支援や受験対策など、既に実施している本市独自の支援制度に取り組んでまいります。

【行財政政策】

34. 内部での不正問題などを生じさせないため、内部監査体制の充実、関係業界との公正な取り引き、第三者監視体制の強化を強力に推進すること。

<総務局>

横浜市行政運営におけるコンプライアンス向上の観点から、各区局においてその所掌事務について点検、調査及び評価を行う内部監察の仕組みを整え、公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に努めています。

また、コンプライアンスに関する高い識見を有する外部評価委員を選任し、第三者の目から、横浜市のコンプライアンスに関する取組について御意見をいただいております。

35. 神奈川県と連携し、「公共的施設における受動喫煙防止条例」の施行に伴い、次の措置を行うこと。

- (1) 受動喫煙による健康への悪影響を防止するために、公共的空間における喫煙所の整備を行うこと。
- (2) 県外からの来県者に対しても、条例の趣旨から喫煙所の案内に至るまで、わかりやすい周知を行うこと。

<健康福祉局>

(1)受動喫煙のない環境づくりを進めるという姿勢については、本市も共通しており、区役所や関係機関を通じ、これまでも、市民への受動喫煙防止の普及啓発を行ってきました。

今後も引き続き、区局をあげて、市民や事業者への受動喫煙防止啓発を推進していきます。

(2)条例の周知については、区福祉保健センターや市民情報室等で、普及啓発リーフレットの配布やポスターの掲出を行っているほか、様々な機会を活用して、市民や本市を訪れる方、事業者へ情報提供しています。

36. 行政サービスが市民にとって簡単便利に受けられるよう次により検討を行うこと。☆

- (1) I T化可能な行政サービスについては、積極的に推進すること。
- (2) デジタル・ディバイドも考慮し、自宅あるいは窓口でもより簡単に、行政サービスを受けられるような体制について、短期的・中長期的ビジョンを策定すること。

<総務局>

(1) 横浜市は現在、情報化計画として電子市役所推進計画を推進しており、その中で、「市民の負担が軽減され、市民が便利だと実感できる行政サービスの実現」という視点で、行政サービスの向上に関する取組を推進しています。

また、現在策定中の次期計画である「横浜市情報化の基本方針」においても、行政手続きの電子化について、市民から見て使い勝手がよい、市民にやさしいサービスの実現を目標に掲げ、関連する取組を行っていきます。

(2) 現在策定中の「横浜市情報化の基本方針」において、市民の ICT 活用能力の向上及び情報格差の最小化という目標を掲げており、市民が自分の使用可能な手段により行政サービスを受けられるよう、取組を行っていきます。

37. 民間企業への委託事業や工事の入札・契約において、極端な人件費の削減や不安定雇用を排除し、適正な賃金水準、労働条件の確保等を盛り込んだ「公契約条例」を策定し、公契約の下で働く人の雇用確保、よりよい公共事業・公共サービスを実現すること。

<総務局>

「公契約条例」は、公共事業に従事する労働者の賃金を確保するための方策の一つと認識しています。

本市では、労働者の賃金にしわ寄せがいくことがないように、厳しい経営環境に配慮をするという趣旨で、入札においては、最低制限価格制度の積極的活用や当該制限価格の引き上げを行うとともに、低価格の契約については、より厳しい履行確保条件を設定するなど、低価格競争の防止対策を重視しております。また、契約事業者に対しては、契約代金の迅速な支払いの徹底などの取組も行っています。

「公契約条例」については、これまでも、全国で初めて導入した千葉県野田市の状況のほか、他の自治体の動きや国の労働政策等の動向、また、関係する方々の意見を確認していますが、野田市においても、本年4月から制度を導入したばかりであり、賛否を含めて様々な意見もありますので、これらの状況を確認しながら引き続き研究をしていきます。